

聖籠町告示第91号

聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年12月25日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱の一部を改正する告示

聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱（平成30年聖籠町告示第26号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「第 号」を「聖籠町指令第 号」に改め、「1 事業の名称」を削り、「2 交付決定額」を「1 交付決定額」に、「3 交付条件」を「2 交付条件」に改める。

様式第3号中「第 号」を「聖籠町指令第 号」に、「1 事業の名称」を「1 交付決定取消事由」に、「3 その他（理由等特記事項）」を「3 その他（特記事項）」に改める。

様式第4号中「付け 第 号をもって」を「付け聖籠町指令第 号をもって」に改め、「2 添付書類 聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付決定通知書の写し」を削り、「3 振込先」を「2 振込先」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。